

会 議 の 経 過

事務局次長（鈴木博文君）

おはようございます。

議会事務局次長の鈴木でございます。

本日、議会事務局長の吉田が諸事情により欠席のため、私が局長に代わり務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、苫米地議員が年長者でありますのでご紹介申し上げます。

苫米地議員、議長席にお着き願います。

よろしくお願いいたします。

臨時議長（苫米地繁雄君）

ただいま紹介されました苫米地でございます。

地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行います。

議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと思っております。何とぞ格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、本議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和5年第2回六戸町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

臨時議長（苫米地繁雄君）

臨時議長において作成しました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま着席の議席と指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前10時02分）

休憩中ですが、このあと議長選挙を行います。選挙の方法について、臨時議長による指名推選と議員全員による投票のどちらかになります。どちらで選挙を行いますか。

臨時議長の推選か、あるいは議員全員の投票か。

（「投票」の声あり）

臨時議長（苫米地繁雄君）

ただいま投票との意見がありましたが、選挙方法は全議員による投票とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（苫米地繁雄君）

それでは、議長選挙は議員全員による投票といたします。

次に、議長に立候補する方はおられますか。

立候補者2名です。投票前に所信表明の場を設けます。

再開（午前10時04分）

臨時議長（苫米地繁雄君）

休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議長選挙に入りますが、申合せにより選挙の前に所信表明の場を設けることとなっております。あらかじめ2人の議員から申出がありますので、順次これを許します。

それでは、議席順として1人目立候補者、高坂茂君の所信表明を許します。

8 番（高坂 茂君）

おはようございます。

今回の地方統一選挙において、4回目の当選をいただきました高坂茂と申します。

ここに、議長選挙に当たり、立候補の挨拶を述べさせていただきます。

私たち六戸町議会は、議会改革を前面に出して、いろんなことに挑戦しています。そして、この改革を前進させていくためにも、この議長選は選挙において候補者の所信表明を大きな判断材料とし、投票でもって決めていくことが本筋ではないかと考えます。

次に、議長としての決意を述べたいと思います。

私たちは二元代表制、つまり首長あるいは議員として選挙において選ばれているわけであり、しかしながら、議会はこれまでも改革を進めてきましたが、私は町民の負託に応えてきたと言えるのかどうか自信ありません。また、議会は行政のチェック機能ばかりではなく町民の代弁者として物申していかなければなりません。そこで、行政に対して政策提言ができる議会と、議員個人の意見を尊重しつつ議員間討議を積極的に取り入れていける議会運営を目指さなければならないと考えます。

今回の選挙で、当議会にも女性議員の誕生もあって世間の注目も集めていることとなっていると思います。このことから、何より一層闊達な議会運営が期待されるものと考えます。

以上のことを申し上げましたが、どうか皆様のご賛同を得られれば幸いです。どうもご清聴ありがとうございました。

臨時議長（苫米地繁雄君）

次に、立候補者、下田敏美君の所信表明を許します。

9 番（下田敏美君）

下田です。私は六戸町議会議長選挙立候補に当たり所信の一端を述べる機会をいただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

去る4月23日実施された地方議会選挙は、残念ながら上北郡内で最低の51.46%という結果になりました。この低投票率の責任の一端は、私たち議員にもあるように感じております。投票率向上のためにも、基本条例に沿った議会活動をさらに活発にしていきたいと思います。

今、六戸町が直面している待ったなしの課題は、令和7年4月開校の六戸学園の建設、少子高齢化対策、農業振興対策、インフラ整備の課題、山積しております。私はこれらの課題に対し、町民の皆様のご意見に耳を傾けながら行政と議会が一体となって取り組まなければ

ならないと思っております。その先導役の議長として、議会運営について中立、公平、公正の立場を堅持して、さらなる議会改革を推進して1万1,000町民の信託に応える所存でございます。どうか皆様のご賛同とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げ、私の所信表明といたします。ご清聴ありがとうございます。

臨時議長（苫米地繁雄君）

以上で所信表明を終わります。

日程第2 六戸町議会議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項による投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

臨時議長（苫米地繁雄君）

ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

六戸町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に盛田嘉彦君及び松橋一男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名で、候補者の氏名を記入していただきたいと思っております。

（投票用紙配付）

臨時議長（苫米地繁雄君）

配付漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（苫米地繁雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長（苫米地繁雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局次長が氏名を呼びますので、順番に投票を願います。

(投票)

臨時議長（苫米地繁雄君）

投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

臨時議長（苫米地繁雄君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

盛田嘉彦君と松橋一男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

臨時議長（苫米地繁雄君）

選挙の結果を報告いたします。

有効投票12票、無効投票ゼロ。下田敏美議員10票、高坂茂議員2票。

よって、下田敏美君が議長に当選されました。

議場の出入り口、開きます。

(議場開場)

臨時議長 (苫米地繁雄君)

ただいま議長に当選されました下田敏美君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定によって、本席より告知いたします。

議長に当選されました下田敏美君よりご挨拶をお願いいたします。

(議長登壇 挨拶)

議長 (下田敏美君)

ただいま議長にご推挙いただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

町発展、町民の幸せのために全議員が知恵を出し合い、難局を乗り越えていきたいと思っております。その先頭に立って精いっぱい頑張ってまいります。皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

臨時議長 (苫米地繁雄君)

議長、下田敏美君の挨拶が終わりました。

下田敏美議長、議長席にお着き願います。

以上をもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(臨時議長 自席へ)

(議長 議長席へ着席)

議長 (下田敏美君)

ただいま議長に選任されました下田です。

今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付してあります追加議事日程第1号のとおりであります。

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、六戸町議会会議規則第3条第1項の規定により、議長においてお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 松村英子君

2番 盛田嘉彦君

の両名を指名いたします。

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日5月8日の1日間と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時26分)

議長 (下田敏美君)

この後、副議長選挙を行います。選挙方法について、議長による指名推選と議員全員による投票のどちらかになります。どちらで選挙を行いますか。

(発言する声あり)

副議長に立候補する方はありますか。

(「はい」の声あり)

議長 長(下田敏美君)

立候補1名です。

投票前に所信表明の場を設けます。

再開(午前10時27分)

議長 長(下田敏美君)

休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 番(杉山茂夫君)

それでは、私が副議長に立候補した所信表明を述べたいと思います。

私は3期12年、六戸町議会において議会改革に努めてまいりました。特に住民との意見交換会の場でファシリテーター役として皆さんをまとめ上げる立場で取り組んでまいりました。今回、先ほど下田議長がおっしゃいました低投票率という話がありましたが、特に町民の皆さんの政治参加をこれから意見交換会等を通じて率先して取り組んでまいりたいと思います。

また、六戸町のこの議会改革については、先進地として他町村議会からの視察もございました。その視察の際に、説明資料をつくりながら説明役として取り組んでまいりました。

そういう部分で、これからも議員間討議、あるいは政策提言も含めて議会改革に一層取り組んでまいりたいと思います。その立場で副議長として立候補を表明いたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長 長(下田敏美君)

以上で所信表明を終わります。

日程第4 六戸町議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項による投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議 長 (下田敏美君)

ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

六戸町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に盛田嘉彦君及び松橋一男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名で、候補者の氏名を記入してください。

(投票用紙配付)

議 長 (下田敏美君)

投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議 長 (下田敏美君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局次長が氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

議長 (下田敏美君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (下田敏美君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

盛田嘉彦君及び松橋一男君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長 (下田敏美君)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効10票、無効2票、うち白票が2票です。

杉山茂夫君9票、高坂茂君1票。

以上のおおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、杉山茂夫君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開場)

議長 (下田敏美君)

ただいま副議長に当選されました杉山茂夫君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条の第2項の規定によって、本席より告知いたします。

副議長に当選されました杉山茂夫君よりご挨拶をお願いいたします。

杉山副議長。

副議長（杉山茂夫君）

ただいまは、議員の皆さんのおかげさまをもって副議長に当選いたしました。大変ありがとうございました。

今、六戸町は六戸学園という義務教育学校の世紀の事業を控えております。議会として副議長として、これから下田議長の下、支えながら、皆さんと協力して議会改革にも努めながら、そして町民の皆さんの政治参加を促しながら活動してまいりたいと思います。よろしくお願いを申し上げて私のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長（下田敏美君）

副議長、杉山茂夫君の挨拶が終わりました。

ここで、休憩いたします。

控室へ移動願います。

休憩（午前10時43分）

再開（午前11時02分）

議長（下田敏美君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 六戸町議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、六戸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

常任委員会が決定いたしましたので、各常任委員会の正副委員長互選のため、直ちに総務常任委員会、産業民生常任委員会を順次、第二会議室に招集いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 03 分）

再開（午前 11 時 59 分）

議長 長（下田敏美君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせします。

総務常任委員会委員長、山本実君、総務常任委員会副委員長、高坂茂君、産業民生常任委員会委員長、長根一男君、産業民生常任委員会副委員長、松橋一男君、以上のとおり、それぞれ互選されましたので報告いたします。

ここで午後 1 時 00 分まで休憩いたします。

休憩（午後 0 時 00 分）

再開（午後 1 時 00 分）

議長 長（下田敏美君）

休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 6 六戸町議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、六戸町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、

お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会委員が決定いたしましたので、正副委員長互選のため、直ちに委員会を第二会議室に招集いたします。

ここで暫時休憩いたします。

第二会議室へ移動願います。

休憩(午後 1時01分)

再開(午後 1時16分)

議長 長(下田敏美君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせします。

委員長、久田伸一君、副委員長、杉山茂夫君がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

日程第7 十和田地域広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1時19分)

再開 (午後 1時20分)

議 長 (下田敏美君)

休憩を閉じます。

十和田地域広域事務組合議会議員に苫米地繁雄君、山本実君、川村重光君、高坂茂君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をもって決定いたします。

苫米地繁雄君、山本実君、川村重光君、高坂茂君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

日程第8 上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

上北地方教育・福祉事務組合議会議員に松村英子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、指名いたしました松村英子君が上北地方教育・福祉事務組合議員に当選されました。

ただいま当選されました松村英子君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで、休憩いたします。

休憩（午後 1時21分）

再開（午後 1時58分）

議 長（下田敏美君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定により出席要求をした者及び委任による出席した者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

日程第10 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、報告第1号から報告第3号までの3件と、承認第2号から承認第13号までの12件、議案第25号の1件、同意第1号の1件、合計17件です。

これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

本日、令和5年第2回六戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

皆様におかれましては、去る4月23日に執行されました町議会議員一般選挙において激戦を見事に勝ち抜かれご当選されましたことに対し、町を代表いたしまして心よりお祝いとお喜びを申し上げます。

また、先ほどは議長並びに副議長をはじめ各常任委員会委員にそれぞれ選任されました議員各位には、心からご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

まずは、4月13日未明、高館地域において発生した住宅火災により5名もの死者が出る痛ましい事件がございました。多くの消防関係者の懸命な消火活動のおかげで近隣住宅への延焼を最小限に防ぐことはできましたが、犠牲者を出す結果となってしまいました。この火災により尊い命を落とされた故人のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族の皆様に対しまして心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。

また、本日よりコロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけでインフルエンザと同じ5類になりました。しかしながら、感染する方はまだいらっしゃいます。高齢者など重症化する場合があります。今後においても、場面に応じた対応を心がけていただくとともに、手洗いや換気など有効な感染対策の自主的な取組が必要と考えております。

さて、地方自治体は依然として厳しい財政環境下にあります。身の丈に合った健全財政を心がけ、人と人、町民と行政が協働で笑顔と活力あふれるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、学校建設という当町にとって大きな転換期に、町議会に皆様をお迎えできましたことは、誠に心強く、大いに意義あるものと思っております。

そして、皆様と共に町政の発展のため歩んでまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ここで、各委員会の代表者並びに管理職員をご紹介します。なお、敬称は省略させていただきます。

まず、農業委員会会長、田中誠。

農業委員会会長（田中 誠君）

よろしく願いいたします。

町 長（吉田 豊君）

代表監査委員、吉田透。

代表監査委員（吉田 透君）

よろしくお願ひします。

町 長（吉田 豊君）

選挙管理委員会委員長、保土沢博昭。

選挙管理委員会委員長（保土沢博昭君）

よろしくお願ひします。

町 長（吉田 豊君）

副町長、下田正幸。

副町長（下田正幸君）

よろしくお願ひします。

町 長（吉田 豊君）

教育委員会教育長、瀧口孝之。

教育長（瀧口孝之君）

よろしくお願ひいたします。

町 長（吉田 豊君）

総務課長、舘泰之。

総務課長（舘 泰之君）

よろしくお願ひします。

町 長（吉田 豊君）

企画財政課長、小林章。

企画財政課長（小林 章君）

よろしくお願ひします。

町 長（吉田 豊君）

税務課長、澤口俊博。

税務課長（澤口俊博君）

よろしくお願ひいたします。

町 長（吉田 豊君）

農政課長、佐藤一也。

農政課長（佐藤一也君）

よろしくお願ひします。

町 長（吉田 豊君）

まちづくり推進課長、高橋宏典。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

よろしくお願ひいたします。

町 長（吉田 豊君）

町民課長、佐藤良一。

町民課長（佐藤良一君）

よろしくお願ひします。

町 長（吉田 豊君）

福祉課長、吉田英輔。

福祉課長（吉田英輔君）

よろしくお願ひします。

町長（吉田 豊君）

建設下水道課長、円子国浩。

建設下水道課長（円子国浩君）

よろしくお願ひします。

町長（吉田 豊君）

会計課長、川原徹。

会計課長（川原 徹君）

よろしくお願ひいたします。

町長（吉田 豊君）

診療所事務長、辻浦宗典。

診療所事務長（辻浦宗典君）

どうぞよろしくお願ひいたします。

町長（吉田 豊君）

教育課長、長谷智。

教育課長（長谷 智君）

よろしくお願ひします。

町長（吉田 豊君）

以上でございます。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今議会臨時会に提案いたしました報告3件、承認12件、議案1件、同意1件の計17件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号 令和4年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第2号になりますが、令和4年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について並びに報告第3号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により、各会計の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

承認第2号から第13号までの専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

承認第2号は、六戸町税条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日付、専決第3号をもって専決処分したものです。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために改正するものであり、これを報告し、承認を求められます。

承認第3号は、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日付、専決第4号をもって専決処分したものです。

本条例は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために改正するものであり、これを報告し、承認を求められます。

承認第4号は、六戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日付、専決第5号をもって専決処分したものです。

本条例は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために改正するものであり、これを報告し、承認を求められます。

承認第5号は、六戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日付、専決第6号をもって専決処分したものです。

本条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令が一部改正されたことに伴い、改正するものであり、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第6号は、令和4年度六戸町一般会計補正予算（第8号）を令和5年3月14日付、専決第2号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額に2,590万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ68億1,349万8,000円としたものであります。

承認第7号は、令和4年度六戸町一般会計補正予算（第9号）を令和5年3月31日付、専決第7号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から3億169万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ65億1,179万9,000円としたものであります。

承認第8号は、令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を令和5年3月31日付、専決第8号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から9,806万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億9,514万円としたものであります。

承認第9号は、令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を令和5年3月31日付、専決第9号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から2,777万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,513万8,000円としたものであります。

承認第10号は、令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を令和5年3月31日付、専決第10号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から809万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億4,354万5,000円としたものであります。

承認第11号は、令和4年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を令和5年3月31日付、専決第11号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から5,754万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億3,272万円としたものであります。

承認第12号は、令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を令和5年3月31日付、専決第12号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それ

ぞれ1億4,252万2,000円としたものであります。

承認第13号は、令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）を令和5年3月31日付、専決第13号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から3,142万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,640万円としたものであります。

次は議案でございます。

議案第25号 財産の取得について申し上げます。

本案は、六戸町町民バス、中型バスでございますが、について購入契約を締結するため提案するものであります。

次に、同意第1号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、監査委員のうち、議員から選任された監査委員、種市正孝氏が令和5年4月30日をもって任期満了となったことに伴い、同氏を選任いたしたく、提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました案件について概要をご説明申し上げましたが、議案の詳細については担当課長よりご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、ご承認、ご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

議 長（下田敏美君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第11 報告第1号 令和4年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

報告第1号 令和4年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書1ページからになります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものであります。

繰越しをした事業は2ページと3ページに記載しております8事業であります。

その内容であります、まず1行目。

2款総務費、1項総務管理費の役場庁舎空調設備設置事業は、工事請負費と委託料で、財源は一般財源になります。

スクールバス車内置き去り防止システム整備事業は、備品購入費で、財源は国・県支出金と一般財源になります。

3行目。8款土木費、2項道路橋りょう費の第2大曲線道路改良舗装工事事業は、道路整備に伴う工事請負費で、財源はほとんどが国・県支出金と地方債になります。

4行目と5行目。10款教育費の2項小学校費と3項中学校費は、各小中学校における感染対策物品購入などの学校保健特別対策事業で、財源は国・県支出金と一般財源になります。

6行目から次のページにかけましての11款災害復旧費は、昨年8月の大雨による農林災害復旧工事事業と農林小災害復旧工事事業、公共土木施設災害復旧工事事業の工事請負費で、財源は国・県支出金と地方債が主なものとなります。

これら8事業の合計額は、翌年度繰越額が8,728万93円で、その財源内訳は、国・県支出金が2,997万8,368円、地方債が640万円、受益者負担であるその他財源が48万3,000円、一般財源が5,041万8,725円となります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号 令和4年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第12 報告第2号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

報告第2号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書の4ページからになります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度の六戸町下水道事業特別会計繰越明許費について繰越計算書のとおり報告するものであります。

5ページをご覧ください。

1款事業費、1項総務管理費の小松ヶ丘污水管渠更生工事事業で530万円を翌年度に繰越いたしました。

その財源内訳につきましては、既収入特定財源の一般会計繰入金530万円となっております。

以上で、報告第2号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第13 報告第3号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

報告第3号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書6ページからになります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

7ページをご覧ください。

2款医業費、1項医業費の医療用機械器具購入事業で440万円を翌年度に繰越いたしました。その財源内訳につきましては、既収入特定財源の一般会計繰入金440万円となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、令和5年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、課税事務についても、これと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書は10ページから22ページまで、説明補足資料は1ページから15ページまでであります。

改正内容につきましては、改正箇所が多岐にわたるため、主な改正点の概要のみを条項に沿ってご説明いたします。

説明補足資料1ページをお開きください。

傍線部分が改正箇所となり、上段が改正後、下段が現行となっております。

まず、第34条の9第2項から5ページ、第47条の6第1項及び第2項については、令和6年度より課税される森林環境税の導入に伴う改正であり、賦課徴収の方法や納税通知書に記載すべき納付額、また、給与所得及び公的年金等に係る特別徴収や特別徴収額の普通徴収額への繰入れなどについて、法律の改正に伴い改正するものであります。

6ページをお開きください。

第48条第1項及び第5項、第50条第1項及び第2項については、法人町民税の申告納付または法人町民税に係る不足税額の納付の手続きにおいて、新たな様式が新設されることに伴う改正であり、7ページに移りまして、第82条は原動機付自転車に係る3輪以上のものの規格の改正であり、これにより特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外するものであります。

9ページにまいります。

附則第10条の2第3項から次ページの第25項までは、わがまち特例に関する項ずれを改めるものであり、第27項については、大規模の修繕マンションに対する当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の固定資産税額の減額割合を3分の1と定めるものであり、附則第10条の3第12項において当該措置を受ける際の申告書の町長への提出について規定するものであります。

11ページから15ページにかけては、主に軽自動車税の特例に関する改正であり、臨時的

軽減措置規定の削除や特例期間の延長等を定めるものであります。

このほか、法令改正に伴う所要の規定の整備等を行っております。

附則は、施行日と各税に関する経過措置を定めるものであります。

以上で、承認第2号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書は25ページ及び26ページ、説明補足資料は16ページから21ページまでであります。

このたびの改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、原則として同年4月1日を施行日とすることから、課税事務についても、これと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正したものであります。

まず、第2条第3項のただし書は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を2万円引き上げ、22万円とするものであり、今後、高齢化の進展等により医療給付費の増加が見込まれることから改正するものであります。

また、第23条第1項第2号は、減額措置に係る5割軽減判定所得の基準額を5,000円引き上げ29万円に、同項第3号は、減額措置に係る2割軽減判定所得の基準額を1万5,000円引き上げ53万5,000円とするものであり、低所得者に対する保険税の負担軽減の拡充を図るためのものであります。

このほか、法改正に伴う所要の規定の整備等を行っております。

附則は、施行期日と適用区分を定めるものであります。

以上で、承認第3号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (澤口俊博君)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日に専決処分したの

で、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、関係省令の一部改正が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書は29ページ、説明補足資料22ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

改正内容は、第2条中、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、不均一課税の適用期限を2年延長するものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で、承認第4号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書30ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、関係省令の一部改正が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書は32ページ、説明補足資料23ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

改正内容は、第1条において根拠法令となる法律名を改めるものと、第2条中、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、課税免除の適用期限を2年延長するものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で、承認第5号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第18 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (小林 章君)

議案書33ページからになります。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度六戸町一般会計補正予算(第8号)を令和5年3月14日専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を

求めるものであります。

35ページをご覧願います。

議案書35ページになります。

令和4年度六戸町一般会計補正予算（第8号）について、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,590万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億1,349万8,000円としたものであります。

それでは、補正の内容について別冊の令和4年度補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

表紙に令和5年3月14日と記載されている説明書となります。

説明書2部あるかと思いますが、その中の薄いほうの説明書になります。ご準備願います。

この補正予算は、道路除雪関連経費を増額補正したものであります。

3ページをご覧願います。

最初に下段の歳出についてご説明申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費の1目道路橋りょう総務費、3節職員手当等に時間外勤務手当30万円を増額計上。2目道路橋りょう維持費は、10節需用費に燃料費30万6,000円を、12節委託料は、道路除雪業務などで2,500万円を、21節補償補填及び賠償金は、物件損害補償30万円をそれぞれ増額計上し、項の計では2,590万6,000円の増額補正となります。

次に、上段の歳入についてご説明申し上げます。

補正予算の財源として、19款繰入金、1項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金を2,590万6,000円増額補正いたしました。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第19 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (小林 章君)

議案書37ページからになります。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度六戸町一般会計補正予算(第9号)を令和5年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

39ページをご覧願います。

令和4年度六戸町一般会計補正予算(第9号)について、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億169万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を

それぞれ65億1,179万9,000円としたものであります。

第2条、繰越明許費の変更について、第3条、債務負担行為の変更について、第4条、地方債の変更については、44ページから46ページに記載のとおり、事業費等の確定によりそれぞれ変更したものであります。

それでは、補正の内容について別冊の令和4年度補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

表紙に令和5年3月31日と記載されている厚いほうの説明書になります。ご準備願います。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

2款地方譲与税から5ページ下段の12款交通安全対策特別交付金までは、歳入額が確定したことによりそれぞれ所要額を補正計上いたしました。

6ページの13款分担金及び負担金から7ページ中段の14款使用料及び手数料までは実績見合いにより調整をし、7ページ下段から12ページ上段にかけての15款国庫支出金と16款県支出金は、主に事業費との関連において予算調整をしたものであります。

12ページ2段目の17款財産収入と3段目の18款寄附金は、実績見合い、あるいは額の確定によりそれぞれ所要額を補正計上しており、18款寄附金では、ふるさと納税分を37万8,000円増額補正しております。

下段の19款繰入金は、1目財政調整基金繰入金と3目減債基金繰入金を歳出予算との調整により既定額の全額をそれぞれ減額補正いたしました。

13ページの21款諸収入は、実績見合い、あるいは額の確定によりそれぞれ所要額を補正計上。14ページの22款町債は事業費の確定に伴いそれぞれ補正額を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、主に事業費等の確定や実績見込みの精査により予算調整をしたものであります。

それでは、歳出の主な項目についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費は、5目財産管理費の24節積立金に財政調整基金や学校建設基金への積立などで、合わせて7,338万8,000円を増額補正いたしました。

17ページ、10目まちづくり推進費は、7節報償費にふるさと納税寄附謝礼23万円を増額補正、18節負担金補助及び交付金では、若者定住支援事業を210万円、定住対策住宅建設補

助事業を263万円それぞれ減額補正いたしました。

12目新型コロナウイルス対策事業費は、18節負担金補助及び交付金を、次のページの燃料費高騰対策運送業等継続支援事業など合わせて330万1,000円を減額補正しております。

19ページ、下段になります。3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費の次のページ、18節負担金補助及び交付金を生活困窮者に対する原油価格・物価高騰対策事業補助金など合わせて872万2,000円を減額補正、3目障害者福祉費では、19節扶助費を障害福祉サービス、介護・訓練等給付費など合わせて2,231万7,000円を減額補正、7目生活支援臨時特別事業費では、18節負担金補助及び交付金で電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業を930万円減額補正いたしました。

22ページ、2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費の19節扶助費を子ども・子育て支援、教育・保育給付費など合わせて7,000万円を減額補正、2目児童措置費は、18節負担金補助及び交付金で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を100万円減額補正いたしました。

23ページの4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費、12節委託料を各種予防接種業務等の確定により、合わせて2,764万6,000円を減額補正、24ページの3目母子衛生費は、12節委託料を各種健診業務の確定により、合わせて408万1,000円を減額補正しております。

26ページにまいります。26ページです。

4款衛生費、2項清掃費は、1目清掃費、18節負担金補助及び交付金を十和田地域広域事務組合負担金の確定により、合わせて437万3,000円減額補正、2目下水処理費は、18節負担金補助及び交付金を浄化槽設置整備費補助金等の確定により、合わせて1,452万9,000円減額補正いたしました。

27ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、18節負担金補助及び交付金で農業振興対策協議会補助金を130万円減額補正。

28ページになります。

7款商工費、1項商工費は、2項商工振興費の18節負担金補助及び交付金を立地企業雇用奨励事業やみのりスタンプ会活性化事業など、合わせて1,317万7,000円減額補正、3目観光費の18節負担金補助及び交付金は、ろくのへブランド推進事業を166万9,000円減額補正、4目地域活性化イベント支援事業費の18節負担金補助及び交付金はメイプルタウンフェスタ事業など、合わせて753万5,000円を減額補正いたしました。

下段から31ページ上段にかけましての8款土木費、2項道路橋りょう費は、道路除雪業務委託料や町道維持補修工事、改良舗装工事等の事業費確定により、31ページ上段にあります
が、項の計で3,842万円の減額補正となります。

33ページにまいります。33ページです。

10款教育費、1項教育総務費、4目学校建設費は、(仮称)義務教育学校新築工事実施設計業務委託料などを減額し、目の計で463万6,000円の減額補正となります。

36ページに飛びます。36ページです。

5項保健体育費は、1目保健体育総務費、18節負担金補助及び交付金を中体連等大会選手派遣補助など、合わせて294万8,000円を減額補正、5目総合運動公園運営費では、メイプルスタジアム改修工事実施設計業務委託料やメイプルスタジアム落雷対策改修工事等を減額し、目の計で577万1,000円の減額補正となります。

37ページ中段から次のページ上段にかけましての11款災害復旧費は、事業費の確定等によりそれぞれ減額補正いたしました。

以上で、承認第7号の説明を終わります。

議 長(下田敏美君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第20 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (佐藤良一君)

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書47ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を令和5年3月31日専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書49ページをご覧ください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,806万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,514万円としたものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算調整したものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書45ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款分担金及び負担金、1項負担金は2万円を減額、下段の3款使用料及び手数料、1項手数料は1万円を減額いたしました。

下段の4款国庫支支出金、1項国庫補助金は、補助金の確定により6万3,000円を増額し、

項の計で6万8,000円といたしました。

下段の5款県支出金、1項県補助金は、1目保険給付費等交付金の普通交付金や特別交付金の確定により、次のページをご覧ください、項の計で6,741万4,000円を減額し、項の計で7億8,061万円といたしました。

下段の7款繰入金、1項他会計繰入金は、歳出との関連において、1目一般会計繰入金を182万9,000円減額、下段の同じく2項基金繰入金は2,885万1,000円を減額し、款の計で1億2,387万4,000円といたしました。

次に歳出の主なものについてご説明いたします。

47ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、同じく2項徴税費は財源充当の変更であります。

下段の2款保険給付費、1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費など実績見込額の精査により、次のページをご覧ください、項の計で6,106万9,000円を減額し、6億4,989万4,000円といたしました。

下段の2項高額療養費は、一般被保険者高額療養費など実績見込額の精査により、項の計で1,016万9,000円を減額し、8,936万6,000円といたしました。

次のページをご覧ください。

同じく4項出産育児諸費は、実績見込額の精査により252万円を減額計上。下段の同じく6項傷病手当金は、実績見込額の精査により24万4,000円を減額計上。下段の3款国民健康保険事業費納付金は、額の確定により2,405万9,000円を減額といたしました。

次のページ、50ページをご覧ください。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、下段の同じく2項保健事業費は、財源充当の変更であります。

以上で、承認第8号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時10分間の休憩をいたします。

3時10分まで休憩いたします。

休憩（午後 3時00分）

再開（午後 3時10分）

議 長（下田敏美君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第21 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の51ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。53ページをご覧ください。

令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額から2,777万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,513万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定や実績見込みに基づき、歳入歳出予算額を調整したものであります。

それでは、その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書の53ページをお開き願います。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

中段の2款使用料及び手数料、1項使用料は、徴収見込額の精査により、項の計で58万7,000円を増額計上いたしました。

次のページ、54ページの5款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を1,019万2,000円減額計上し、同じく2項基金繰入金は下水道事業整備基金繰入金を727万円減額計上。55ページの8款町債、1項町債では1,105万3,000円減額しており、いずれも事業費との関連における減額計上となります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

57ページからになります。

1款事業費、1項総務管理費は、執行見込額の精査により、59ページの上段になりますが、項の計で2,238万7,000円を減額計上いたしました。

同じく2項建設事業費では、事業費の確定により、工事請負費を項の計で434万1,000円減額計上しております。

以上で、承認第9号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第22 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の56ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。58ページをご覧ください。

令和4年度六戸町農業集落排水業特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から809万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,354万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定や実績見込みに基づき、歳入歳出予算額を調整したものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書の65ページをお開きください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料は、徴収見込額の精査により9万9,000円の減額計上いたしました。

下段の4款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を141万8,000円減額計上し、67ページの上段の7款町債、1項町債は、下水道事業債を654万7,000円減額計上いたしました。

繰入金、町債ともに事業費との関連において減額しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

69ページをご覧ください。

1款事業費、1項総務管理費は、執行見込額の精査により、項の計で773万2,000円を減額計上いたしました。

同じく2項建設事業費では、事業費の確定により、工事請負費を23万3,000円減額計上しております。

以上で、承認第10号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第23 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(吉田英輔君)

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書61ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり令和4年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

63ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額から5,754万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億3,272万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

73ページをお開き願います。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

歳入につきましては、実績見込みや保険給付費等の関連におきまして予算調整したものでございます。

1款保険料、1項介護保険料は535万4,000円を減額計上。下段の5款国庫支出金、2項国庫補助金は、1目調整交付金ほかで、次のページでございまして、項の計で684万1,000円を増額計上。6款支払基金交付金、1項支払基金交付金は5,547万2,000円を減額計上。9款繰入金、1項一般会計繰入金は、1目介護給付費繰入金ほかで、項の計で354万7,000円を減額計上いたしました。

76ページをお開き願います。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

歳出につきましては、保険給付費等の実績見込みにより予算調整したものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、1目居宅介護サービス給付費ほかで、項の計で247万3,000円を減額計上。4款基金積立金、1項基金積立金は4,277万6,000円を減額計上いたしました。

次のページをご覧ください。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、1目介護予防生活支援サービス事業費ほかで、項の計で626万3,000円を減額計上。同じく2項一般介護予防事業費は117万5,000円を減額計上いたしました。

次のページをお開き願います。

同じく3項包括的支援事業・任意事業費は、1目総合相談事業費ほかで、項の計で230万9,000円を減額計上いたしました。

以上で、承認第11号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第24 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

承認第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の66ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書68ページをご覧ください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,252万2,000円としたものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算調整したものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

87ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料の額の確定により、目内での補正を行いました。

下段の2款使用料及び手数料は7,000円を減額し、2万9,000円といたしました。

下段の3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、事務費の確定により2,000円を減額し、4,972万5,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

89ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費は、役務費の精査により2,000円を減額、下段の4款予備費、1項予備費は7,000円を減額いたしました。

以上で、承認第12号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第25 承認第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長 (辻浦宗典君)

承認第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書70ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり令和4年度六戸町国民健康保

除診療所事業特別会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

72ページをお開き願います。

第1条、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,142万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,640万円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については、第1表によるものでございます。

第2条は、既定の繰越明許費の変更について、74ページの第2表、繰越明許費補正によるものとしております。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

93ページをお開き願います。

歳入につきましては、事業費の確定や実績見込みによる精査により、予算調整したものでございます。

1款診療収入、1項診療収入では、1目外来収入の見込額を精査し1,188万4,000円を減額計上。2目検診等収入は新型コロナワクチン接種実施医療機関に支払われる接種費用の追加接種分確定により838万4,000円減額計上し、項の計で2,026万8,000円を減額計上いたしました。

3款県支出金、1項県補助金は、事業費確定により、新型コロナワクチン接種促進に係る補助金の追加接種分として1,435万3,000円を増額計上いたしました。

4款繰入金金は、歳出予算との関連により、一般会計からの繰入金2,663万5,000円を減額計上いたしました。

94ページをお開き願います。

5款諸収入、1項雑入は、事業費確定により、新型コロナワクチン接種業務委託料ほかで、項の計で121万9,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

95ページをお開き願います。

歳出につきましても、事業費の確定や実績見込みによる精査により、予算調整したものでございます。

95ページから97ページにかけましての1款総務費、1項総務管理費は、人件費や事業費の確定による工事請負費など1,730万円を減額計上いたしました。

97ページをお開き願います。

97ページから98ページにかけましての2款医業費、1項医業費では、1目医療用機械器具費は、各種検査機器等に係る経費で234万4,000円を減額計上いたしました。

98ページをお開き願います。

98ページの同じく2目医療用消耗機材費は、検査試薬診療材料消耗品などの医薬材料費で107万8,000円を減額計上。3目医療衛生材料費は、内服薬や外用薬、注射薬などの医薬材料費ほかで1,057万1,000円を減額計上し、項の計で1,399万3,000円を減額計上いたしました。

以上で、承認第13号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第26 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

議案第25号 財産取得についてご説明いたします。

提出議案75ページになります。

また、別冊の補足資料24ページも併せてご覧ください。

本案は、次のとおり財産を取得するための購入契約を締結するものであります。

取得する財産、六戸町町民バス（中型バス）2台。

契約金額、4,246万円。この金額は消費税を含むものでございます。

契約の相手方、住所、青森県十和田市大字大沢田字池ノ平29番地2、会社名、青森日野自動車株式会社、十和田営業所、代表者名、所長、小田桐聡伸。

以上で、議案第25号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

11番、山本議員。

11 番（山本 実君）

議案第25号 財産の取得について、3点ほどお尋ねいたします。

まず、町民バス、中型バス2台購入いたしまして、3,860万円でありますけれども、この購入理由について。それから2つ目は、予定価格。3つ目は、指名業者はこの2社よりいいのか。この3点についてお尋ねをいたします。

議長（下田敏美君）

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

まず1点目、購入理由ということでございます。現在、町民バスなのですが、14台所有しスクールバス等やっております。そのうち、最初のほうに購入していました2台、こちらのほう平成13年に購入したもので、走行距離のほうも60万キロから70万キロと、かなりの距離を走っております、大分修理等発生が多くなってきております。いつ止まってもおかしくない状況になってきているので、この2台について更新をしたいということで、今回2台購入の入札となっております。

2点目、予定価格でございます。予定価格は消費税を含まない金額で4,042万円となっております。

あと3点目、指名業者でございますが、この近辺でありますと、いすゞ自動車と日野自動車の2社しかございません。

以上です。

議長（下田敏美君）

11番、山本君。

11番（山本 実君）

購入理由についてよく分かりました。その2台が走行距離もかなりいっていると。この処分についてはどのようにされるのか。

それから、2点目の予定価格についてでございますが、今、課長が消費税を含まないで4,400幾らというような話をしたんですが、この消費税を含まない金額が3,860万円ですよ。私の聞き間違いか、この2つについて確認いたします。

議長（下田敏美君）

総務課長。

総務課長（館 泰之君）

まず1点目、バスの処分についてですが、ちょっと今バスが、大分期間がかかっておりまして、3月ぎりぎりの予定で今見込みを立てております。バスのほうの処分なんですけど、古いほうをすぐ処分するという考えではなくて、一時的にその2台を予備車としてちょっと保管をしていきたいなというふうに考えております。

あと、先ほどの予定価格なんですけど、予定価格は消費税を含まない金額で4,042万円でございます。

以上です。

議長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 財産の取得については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程第27 同意第1号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、議員自己の問題であり、地方自治法第117条の規定に該当するので、種市正孝君の退場を求めます。

(4番(種市正孝君)退場)

議長(下田敏美君)

本案については、提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下田敏美君)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（下田敏美君）

着席ください。

起立全員であります。

よって、同意第1号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり決定することにいたしました。

種市正孝君の入場を求めます。

（4番（種市正孝君）入場）

議長（下田敏美君）

次に、日程第28 各常任委員会の所管事項調査付託についてを議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、山本実君、産業民生常任委員会委員長、長根一男君から、所管事務について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により、継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項の内容については、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は令和5年5月本議会臨時会終了後から令和6年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第29 議会運営委員会の所管事務調査付託についてを議題といたします。

議会運営委員会が閉会中も活動するためには、議決を得た特定事件がなければなりません。そのためには、議員の任期ごとに次の件名で議決を得ておくことが適当であるという解釈から、議決を求めるものであります。

議決を求める件名は、本日から議員の任期中における会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項であります。

お諮りいたします。

本案は、件名のとおり議決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は件名のとおり議決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

本日ここに議席も定まり、また常任委員会の所属も決まりまして、議会の活動体制も整い、いよいよ議会活動が始動いたします。

皆様方には、町政発展のためご活躍されることを心からお祈り申し上げますとともに、今後の議会運営につきましても、格別のご支援とご協力、ご指導を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

長時間にわたる審議、誠にお疲れさまでした。

以上をもちまして、令和5年第2回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 (午後 3時44分)